

## 更別村こども夢基金事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更別村こども夢基金条例（平成19年更別村条例第28号）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 更別村こども夢基金（以下「夢基金」という。）は、21世紀を担う夢を持った幼児から18歳に達した日の属する年度末までの者（以下「子ども」という。）の健全な育成の推進を図るために、特色のある新たな取組みや体験・交流活動等の裾野を広げるような様々な活動等への支援を行うことを目的に、個人や団体が実施する活動に助成する。

(助成金の交付事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、別表1に掲げるものとし、村内に住所を有する子どもを対象とする活動又は子どもを対象とする活動を支援する活動（普及啓発を図る活動、指導者を養成若しくはスキルアップする活動）に対し助成するものとし、夢基金及び益金をその資金に充てる。

2 別表1の（7）、（8）及び（9）以外の活動は、広く参加者を募ることを基本とし、複数人が参加する活動を助成対象とする。

3 事業の期間は当該年度の1年間とする。ただし、村長が特に認めた場合は翌年度まで延長することが出来るものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、更別村に事務所又は住所を有する青少年教育に関する事業を行う団体（法人含む。）若しくは個人（申請時点で18歳以上の者。）とする。

(助成金の額)

第5条 活動に対する助成金の額は、原則として事業に要する経費の8割以内とする。ただし、以下のいずれかに該当し、村長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 学校教育機関と連携して行われる事業

(2) 参加負担金等を徴収することが困難と判断される事業

但し、上記各事業における参加者の食料費はこれにあたらぬ。

2 前項の規定にかかわらず、別表1の(10)の活動に対する助成金の額は、事業に要する経費の3分の2とする。

3 助成金の額は、原則として1事業50万円を限度とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は限度額を超えて助成することができる。

(助成対象の経費)

第6条 助成の対象となる経費は、事業の直接的経費に限るものとし、その範囲は別表2のとおりとする。

2 以下に掲げる経費は、原則として助成金の対象とならぬ。

(1) 助成対象者の経常的な運営維持管理経費

(2) 人件費(講師、専門家等に対する謝礼を除く。)

(3) 支出を証明する書類のない経費

(4) その他助成の対象として適当でない経費

3 第1項に規定する助成の対象となる経費の内、別表3に掲げる経費は、助成金の対象とならぬ。

4 以下に掲げる事業は、助成金の対象とならぬ。ただし、悪天候、自然災害若しくは感染症流行など、自己都合以外の理由により活動ができなくなった場合、延期して実施することが困難であると判断できる場合のみ、それまでに要した経費を助成対象とする。

(1) 活動が途中で出来なくなった事業

(2) 参加申し込みが少なく中止した事業

(3) 活動の全部又は大部分を他団体等に請け負わせた事業

(4) 他の助成金の交付を受けた事業

(5) 村から団体の活動助成金を受けている団体が実施する類似する活動事業(既存団体の指導者がスキルアップするための事業は、本来の活動助成金により研修等を受けるべきものとし対象とならぬ。)

(6) 参加料等の収入が経費を上回った事業

(7) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

(8) 暴力団等反社会勢力に関与している事業

(助成金の交付等)

第7条 助成金の交付手続き等については、更別村補助金等交付規則（昭和54年更別村規則第3号）に基づくものとする。

(審議会の設置)

第8条 夢基金の目的を達成するため、こども夢基金審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとし、教育長の指名する職員をもって委員を構成し、事務局は教育委員会に置くものとする。

2 審議会の会長は、教育長とし、会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長が、会議の議長となる。

(審査の方法)

第9条 夢基金による助成金の交付を適正に行うため、審議会が実情及び特性を踏まえて助成対象活動の決定を行うものとする。

2 審議会の審査は、夢基金の事業内容について助成金計画書を審議、評価し、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところにより、採択する活動及び助成金を決定する。

(助成金の経理)

第10条 助成対象者は、助成活動についての収支簿を記載し、かつ、当該収支の内容を証する領収証書等関係書類を整理して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の関係書類を助成活動の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(調査等)

第11条 村は、助成金の交付の審査等で必要とするときは、助成対象者に対して調査し、または報告させ、必要な指示をするものとする。

2 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(更別村こども夢基金運用要綱及び更別村こども夢基金運用細則の廃止)
- 2 平成20年4月1日制定の更別村こども夢基金運用要綱及び更別村こども夢基金運用細則は、廃止する。

別表1 (第3条関係)

活動の分野		活動例
(1) 自然体験活動	子どもたちが自然に触れ親しむ活動を通じて、自然への理解や興味関心を深めること	ア 自然とのふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事 イ 森林や野生動物の保護活動、環境教育活動 ウ 公園や川等の自然を生かした探究活動、フィールドワーク、工作活動 エ 生態観察、放流 等
(2) 科学体験活動	子どもたちが理科や科学に触れ親しむ活動を通じて、科学等への理解や興味関心を深めること	ア 科学実験、観察実習 イ ものづくり体験、プログラミング、天文などを活用した自然科学のワークショップ 等
(3) 交流を目的とする活動	子どもたちが異年齢や異世代の交流、地域間の意図的・計画的な交流等を通じて互いの理解を深めること	ア 幼児との遊び、ふれあい イ 大人たちとの学び合いの交流 ウ お年寄りを招いての交流体験会 エ 外国の人々との生活や文化の交流 オ 通学合宿やスポーツ、プレーパークなど集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 (特定の団体内での活動を除く) 等

<p>(4) 読書活動</p>	<p>子どもたちが本に親しむ活動を通じて、自主的に読書活動に取り組む意欲を育むこと</p>	<p>ア 発達段階に合わせた読み聞かせ会、読書会、おはなし会 イ ワークショップ等多様な工夫を通じて本に親しみ楽しむ活動 ウ 家庭読書の普及・啓発活動 等</p>
<p>(5) 鑑賞活動</p>	<p>子どもたちが芸能、芸術の公演や展覧会など実践的な機会を通じて、幅広い視野、見聞を広めること</p>	<p>ア 演劇、音楽、舞踊、映画、アニメーションなどの鑑賞活動 イ 文化芸術の体験活動 等</p>
<p>(6) 郷土への愛着を目的とする活動</p>	<p>子どもたちの心に残る活動を通して、ふるさとへの誇りと愛着を育むこと</p>	<p>ア 子ども向けイベントの開催 イ 公園等に並木を整備する活動（施設管理者等と要協議） 等</p>
<p>(7) 社会奉仕体験活動</p>	<p>子どもたちが社会に積極的にかかわる活動を通じて、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を育むこと</p>	<p>ア 子どもたちの興味や学習成果、得意な技術を活用した奉仕活動 イ 施設などを訪問し、話し相手や手伝い、清掃を行う活動 ウ 地域活性化や地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動 エ 地域での清掃、空き缶回収 オ 地域での花壇づくりや環境美化 等</p>

(8) 職場体験活動	子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究すること、望ましい勤労観・職業観を育むこと	ア 地域の事業所や商店での職業体験やインターンシップ イ 農家の指導を得ながら、野菜作りや家畜等の飼育 ウ 地域産業を生かした加工品製造体験 エ 森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採 等
(9) 見聞修得活動	子どもたちが日常と異なる環境で自分を磨き、広い視野と見分を養い、自己の知識や技術を身につけること	ア 次代を担い活躍する人材を育成するためのプログラム等への参加 イ 異文化を学ぶ又は特殊技術を身につけるための体験学習、ワークショップ等への参加 ウ 発見・吸収・未来へ繋がり、進路(仕事)に役立つための体感研修、セミナー等への参加 等
(10) 総合的な体験活動	意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動を通じて、子どもたちの総合的な力を育むこと	上記の複数の分野を意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動及びその他の体験活動

別表2 (第6条関係)

区分	対象経費の種類
報償費	講師、専門家等への謝礼
旅費	交通費(実費) 有料道路料金(E T Cを利用した場合、利用証明書やカード会社の請求明細等の証明を必要とする)

	宿泊費（主催者で斡旋した金額。斡旋のない場合は、1泊1名8,000円を上限の実費とする）
消耗品費	事務用品、材料及び資材等
燃料費	灯油、ガソリン等（私用車の移動に伴う交通費分含）
印刷製本費	チラシ、ポスターの作成、印刷等
食料費	子どもが調理を行う活動の食材費 熱中症対策のための経口補水液、水、氷等
通信運搬費	郵便、宅配等の運搬等
手数料	口座振込手数料等
保険料	活動に伴う保険料等
委託料	公演、講師派遣等委託料（派遣事業所を介する場合のみ）
使用料・賃借料	施設使用料、複写機使用料、物品の賃借料等
負担金	参加料等
備品購入費	機材等の購入（助成対象となる活動で継続的な使用が見込まれるもの）

別表3（第6条関係）

区分	対象外経費の種類
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の事務作業に対する謝金</li> <li>・車を貸出した個人への借用謝金</li> <li>・参加者に対する謝金、金券</li> <li>・小中学生に対する謝金、図書券等</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割増運賃、スーパーシート等料金</li> <li>・旅費日当など実費交通費以外</li> <li>・飲食代（ただし、旅行会社のパック料金等により格安で有利な手配ができる場合、そのセットに食事が含まれている場合は認める）</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に直接必要でない消耗品</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入単価が1万円（税込）を超える物品の購入費（全額）</li> <li>・領収書、ゴム印、印鑑、鉛筆削り、パンチ、ラミネーター、プリンター、ラベルプリンター、伝票、出納帳、電卓、ステープラー、ノート、参加者が持参可能なもの</li> <li>・活動記録の撮影および現像代、写真焼付け代、記録用メディア代、カメラ、ファイル</li> <li>・テント、寝袋、コンロ、オーディオ機器、テレビゲーム、ボードゲーム、カードゲーム、トランプ、カルタ、百人一首、P C機器及び周辺機器、指導者や協力者の資質向上を目的とした書籍の購入費、蔵書目的の書籍の購入費、机、椅子、収納棚、収納ケース、コンテナ、台車、クーラーボックス、ジャグ、冷暖房機器、マイコンボード（micro:bit等）、補充を目的とした物品の購入費</li> <li>・衣類代、記念品代、表彰経費、日焼け止め、雪上活動用品（帽子、ゴーグル、手袋、ウェア等）、内服液</li> <li>・花火代、講演会において演台に飾る生花代、金券</li> <li>・その他これらに類すると判断されるもの</li> </ul>
通信運搬費	電話、F A X、インターネット代
使用料・賃借料	必要以上の借上料金